

ご存じですか？

島根県の企業の

99.9%は

〇〇〇〇

なんです。



99.9%

99.9%

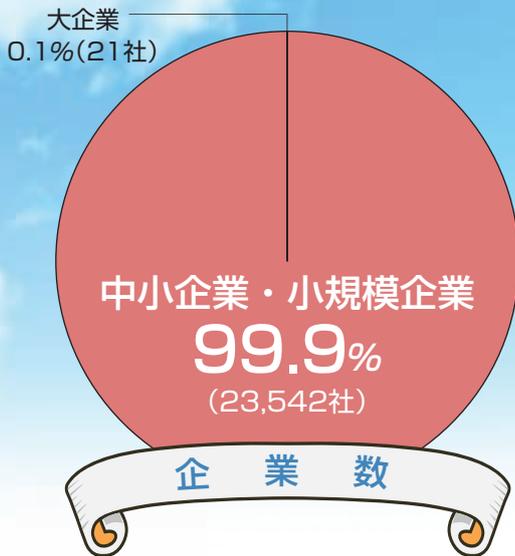
99.9%

〇〇〇〇に入る
言葉を考えてにや！

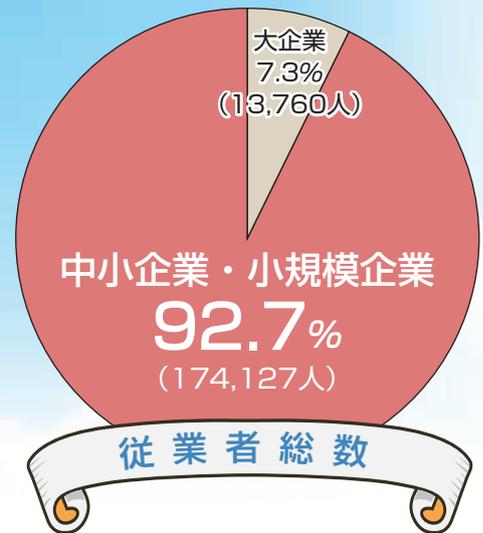
99.9%

答え

島根県の企業の99.9%は 中小企業・小規模企業です。



島根県にとって、
とっても
大事な存在
にゃ!



引用:総務省「H26年経済センサスー基礎調査」
データの中小企業庁分析結果

だからこそ

ALLしまねで中小企業・ 小規模企業を支える条例を制定!

島根県中小企業・小規模企業振興条例

どんなことが
書いてあるの?

中小企業・小規模企業支援の「理念」「県や支援団体などの関係者の役割」「基本方針」が明文化されています。

また、「県民からの意見聴取」や「計画の公表」が義務づけられています。

小規模企業
とは?

常用雇用者20人以下〔卸売業、小売業、飲食店、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）は5人以下〕の事業者のことです。



〈中小企業とは〉

- 製造業、建設業、運輸業その他の業種：資本金3億円以下又は常用雇用者300人以下
※ゴム製品製造業は、常用雇用者900人以下
- 卸売業：資本金1億円以下又は常用雇用者100人以下
- サービス業：資本金5,000万円以下又は常用雇用者100人以下
※ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は、資本金3億円以下又は常用雇用者300人以下
※旅館・ホテル業は、常用雇用者200人以下
- 小売業：資本金5,000万円以下又は常用雇用者50人以下

島根県中小企業・小規模企業振興条例

H27年12月1日施行

ココに注目!!



POINT 1

円滑な 事業承継の推進



長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された優れた技術などの経営資源が引き継がれるよう、スムーズな事業のバトンタッチに向けて取り組みます。

《県内企業の後継者不在率》
72.8% (全国6位)

POINT 2

安心して子どもを 産み育てられる 雇用環境の整備



若い世代の出産・子育ての希望を叶えられるよう、仕事と子育ての両立支援を官民一体となって進めていきます。

《例》

出産後も仕事を続けることができる
職場環境づくりを奨励する
企業への支援

POINT 3

中山間・ 離島地域への配慮



特に人口の減少などにより売上が減少してしまう状況にある中山間・離島地域に対しては、それぞれの地域に密着し、商工団体と連携した支援体制を構築していきます。

POINT 4

協議会の設置



関係団体の皆様から県の施策についてご意見を頂き、より効果的な施策の策定・実施に努めます。

具体的施策はこちらをご覧ください。

島根県企業支援施策ガイドブック



島根県中小企業・小規模企業振興条例の概要

1. 目的

(第1条関係)

中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与すること。

2. 基本理念

(第3条関係)

- ①中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- ②中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進すること。
- ③県、中小企業者、小規模企業者、市町村、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び県民が相互に連携し、及び協力して推進すること。
- ④特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮すること。
- ⑤特に厳しい経営環境にある中山間地域及び離島地域に配慮すること。
- ⑥本県の有する自然、歴史、伝統・文化、豊かな特産物、多様な技術、優れた産業基盤及びその他の特色ある地域資源等を十分に活用することにより推進すること。
- ⑦意欲及び能力に応じた多様な雇用を確保するとともに、中小企業・小規模企業が求める人材の確保及び育成を促進すること。
- ⑧長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく、円滑に事業が承継されることを促進すること。

3. 関係者の

主な役割等

(第4～10条関係)

県、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関、教育機関、大企業、更には県民も含めた地域ぐるみで中小企業・小規模企業者を支援

4. 県の施策に おける基本方針

(第11条関係)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①経営の革新、経営基盤の強化 | ②販路開拓及び取引拡大の支援 |
| ③産学官連携等による技術開発等の促進 | ④資金供給の円滑化 |
| ⑤創業及び新たな事業の創出の促進 | ⑥円滑な事業承継の推進 |
| ⑦事業活動を担う人材の育成及び確保 | ⑧雇用環境の整備 |
| ⑨商業及びサービス業の振興 | ⑩地域の多様な資源等を活かした事業の促進 |
| ⑪他分野との連携の促進（農商工連携等） | ⑫企業誘致の促進 |
| ⑬製品及び技術等に関する情報発信の支援 | |

5. その他の事項

(第12条～15条関係)

- (1)中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を策定することを規定
- (2)施策の策定にあたって、関係団体の意見を聞くために島根県中小企業小規模企業振興推進協議会を設置することを規定
- (3)小規模企業者支援のための基本方針及び措置を規定
- (4)中山間地域・離島地域支援のための基本方針及び措置規定

《お問い合わせ先》

島根県商工労働部中小企業課

〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL.0852-22-5655 FAX.0852-22-5781

検索してください→

島根県中小企業・小規模企業振興条例

